

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) 住宅 個人が住居として使用する県内に所在する戸建住宅（店舗、事務所等を兼ねるものを含む。）をいう。
- (3) 自家消費型太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）又は Feed in Premium 制度（以下「FIP」という。）の認定を取得せず自家消費を目的として設置する太陽光発電設備をいう。
- (4) 蓄電池 充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。

(交付の目的等)

第3条 補助金の名称、目的、交付の対象である事業の内容、対象事業の要件、対象経費及び補助額並びに交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事業の内容	対象事業の要件	対象経費及び補助額	交付の相手方
個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金	自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の一体的な導入を支援することにより、物価高騰の影響を受ける県民の負担軽減を図ることを目的とする。	自家消費型太陽光発電設備等を導入するための経費	別表1に掲げる要件の全てに適合するもの	別表2に掲げる額	別表3に掲げる要件の全てに適合する者

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	添付書類の様式	提出部数	提出期限
個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付申請書	様式1	(1) 誓約書 (2) 補助対象事業の実施に係る同意書(補助対象者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合のみ) (3) 契約書及び契約内訳書の写し(契約前の場合は、見積書及び見積内訳書の写し) (4) 設置する土地・建物の全部事項証明書 (5) 住民票の写し(現住所と補助対象設備の設置場所が異なる場合は不要) (6) 納税証明書 (7) 設備の仕様がわかるもの(カタログ等) (8) 発電量を計測する装置の仕様がわかるもの(カタログ等) (9) 機器設置前の現況写真 (10) 補助を受けようとする太陽光発電設備及び蓄電池について、国から補助を受けていないことが確認できる書類(当該太陽光発電設備及び蓄電池に係る住宅に対する国庫補助を利用する場合に限る。) (11) 交付申請書提出チェックシート (12) その他知事が必要と認める書類	様式 2 " 3	1部	知事が別に定める期日

(補助の条件)

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助額の変更を伴う補助対象設備及び対象経費の変更をする場合においては、様式4による申請書を知事に提出し承認を受けること。この場合において、当該変更による補助額の増額は認めないものとする。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ様式5による申請書を知事に提出し承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助対象設備が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める法定耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。
 - (5) 知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- 2 知事は前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附すことがある。

(住所等の変更届)

第6条 住所又は氏名を変更(発電した電力を使用する住宅への移転を除く。)したときは、直ちに様式6による住所(氏名)変更届に変更後の住民票を添えて、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	報告書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金実績報告書	様式7	(1) 住民票の写し(申請時住所と異なる場合) (2) 契約書及び契約内訳書の写し (3) 領収書の写し (4) 設備の確定仕様がわかるもの(納品書等) (5) 設備の稼働が確認できるもの(計測モニターの写真等) (6) 設備の設置が確認できる写真(①設置した設備の全景写真(太陽光パネルの設置状況、パワーコンディショナー及び蓄電池の設置台数がわかる写真)②設置した設備の型式が確認できる写真(パワーコンディショナー及び蓄電池の型式が確認できる設置全台分の写真)) (7) 様式4(補助額の変更を伴う補助対象設備及び対象経費の変更をする場合) (8) 系統連系開始日が確認できる書類及び売電先との電力需給契約書 (9) その他知事が必要と認める書類	1部	知事が別に定める期日

(補助金の請求)

第8条 補助対象者が規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 請求書の名称	様式	請求書に添付すべき 書類の名称	提出 部数	提出期限
個人住宅用太陽光 発電設備等導入支 援事業補助金交付 請求書	様式 8	(1) 振込先の口座内容がわか る書類 (通帳等の写し等) (2) その他知事が必要と認め る書類	1部	知事が別に定める期 日

(補助金の経理)

第9条 補助対象者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(手続代行者)

第10条 補助対象者は、第4条の規定による交付の申請、第5条第1項第1号の規定による補助対象設備及び対象経費の変更の承認申請、同項第2号の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請、第6条の規定による住所等の変更届、第7条の規定による実績報告又は第8条の規定による補助金の請求について、太陽光発電設備等を設置する者等 (以下「手続代行者」という。) に対して、これらの事務手続を代行させることができる。

- 2 手続代行者は、手続を誠意を持って実施するものとし、手続の代行を通じ、補助対象者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第57号) に従って取り扱うものとする。
- 3 知事は、手続代行者がこの要領に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(財産の管理)

第11条 補助対象者は、補助対象設備を法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助対象者は、天災地変その他補助対象者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損 (滅失) 届出書 (様式9) により知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助対象者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、補助対象設備処分承認申請書 (様式10) を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助対象者に結果を通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づき審査を行い、処分を承認する場合には、補助対象者に対し、補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 4 補助対象者は前項の請求を受けた場合には、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容、これに附した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき。

2 知事は、前条の規定による取消しをしたときは、補助対象者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条第1項の規定による取消しを受けた者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助対象者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第15条 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この要領は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領の失効前に交付の決定がなされた補助金に係るこの要領の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和6（2024）年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和8（2026）年4月1日から施行する。

別表 1

設備	内容
太陽光発電設備	<p>(1) 再エネ特措法に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。</p> <p>(2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給を行わないこと。</p> <p>(3) 発電量を計測する機器を備えること。</p> <p>(4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。</p>
蓄電池	<p>(1) 申請時点において、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）により登録されている製品であること。</p> <p>(2) 太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とする据置型（定置型）のものであること。</p>
共通	<p>(1) 未使用の設備を導入すること。</p> <p>(2) 太陽光発電設備と蓄電池を一体的に導入すること。</p> <p>(3) リース設備（PPAを含む。）でないこと。</p> <p>(4) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること。</p> <p>(5) 同一の住宅について、補助金の交付を受けたことがないこと。</p>

別表 2

補助対象経費	補助額	上限
自家消費型太陽光発電設備導入費	7万円/kW（定額） ※太陽光パネルとパワーコンディショナーの定格出力の低い値（小数点第2位以下切り捨て）に乗じて算出	出力：4kW
蓄電池導入費	補助対象経費（※）の1/3 ※蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く。）	容量：5kWh 1kWhあたりの価格：15万5千円

別表 3

(1) 自らが居住する住宅又は住宅の敷地内に新たに太陽光発電設備等を一体的に導入し、発電した電力を自らが居住する住宅において使用すること。
(2) 県税の滞納がないこと。
(3) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 6 条の規定に基づき、次のいずれかに該当しないこと。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団 イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
(4) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

様式 1

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

栃木県知事 様

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

申請者	氏名				連絡先				
	住所	〒							
設備の設置場所									
住宅の区分	<input type="checkbox"/> 既築住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅		<input type="checkbox"/> 注文住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅（築1年以内かつ未入居のもの）						
事業期間	着手予定日	年 月 日		完了予定日	年 月 日				
太陽光発電設備	太陽光パネル			合計出力	kW				
	パワーコンディショナー			合計出力	kW				
	採用出力			(A)	kW				
	補助金の額【(A)×70,000円】			(B)	円 ※補助上限は280,000円				
	余剰電力の売電有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		売電先					
			確認事項	<input type="checkbox"/> FIT制度による売電は行いません					
定置用蓄電池	蓄電池情報 (SII登録内容)			メーカー名	パッケージ型番	蓄電容量			
						kWh			
	設置セット数								セット
	蓄電容量			(C)	kWh				
	補助対象経費 (税抜き)	設備費		(D)	円				
		工事費		(E)	円				
	価格/kWh	{ (D)+(E) } ÷ (C)		(F)	円				
補助金の額【{(D)+(E)}×1/3】					円				
[蓄電容量が5kWhを超える場合は 【(F)×1/3×5】]			(G)	円 ※補助上限は258,000円					
補助金交付申請額【(B)+(G)】				円					
確認事項	<input type="checkbox"/> 発電する電力量のうち、30%以上を自家消費することをここに誓約します								
他の補助金等の 利用状況	利用有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		状況					
	補助金名								
	その他の場合記載								
確認事項	<input type="checkbox"/> 国の太陽光発電設備等への補助金の交付は受けません								
手続代行者	事業者名								
	所在地								
	担当者	氏名	電話番号	メールアドレス					

誓約書

申請者は、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 6 条の規定に基づき、次のいずれかにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団

イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、下記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

年 月 日

(宛先)

栃木県知事 様

住 所

(ふりがな)
氏 名

生年月日

補助対象事業の実施に係る同意書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領を確認の上、上記申請者による補助金交付申請に同意します。

【同意する不動産の所在地、所有者】※自署の場合は捺印不要

<土地>

・所在地（該当地番全て記載）

・所有者

印

<建物>

・所在地

・家屋番号

・所有者

印

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

- () 太陽光発電設備の最大出力又は蓄電容量の変更 (太陽光発電設備・蓄電池)
(変更前出力 (蓄電容量) : 変更後出力 (蓄電容量) :)
- () 定置用蓄電池の補助対象経費の変更
(変更前経費 : 変更後経費 :)
- () その他
()

2 計画変更の理由

注) 変更の内容については、交付申請書(様式1)に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。

なお、変更部分は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。

様式 5

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金廃止（中止）承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業を次のとおり廃止（中止）したいので、承認されるよう申請します。

廃止（中止）の理由

様式6

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金に係る住所（氏名）変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業について、下記のとおり住所（氏名）を変更したので、個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領第6条第1項の規定により住所（氏名）変更届を提出します。

記

1 変更前の住所（氏名）

2 変更後の住所（氏名）

3 変更年月日 年 月 日

（注） 変更後の内容が記載された住民票を添付すること。

実績報告書

年 月 日

栃木県知事 様

年 月 日 付け栃木県指令気対第 号により補助金の交付決定を受けた個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

申請者	氏名			連絡先			
	住所	〒					
設備の設置場所							
住宅の区分	<input type="checkbox"/> 既築住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅		<input type="checkbox"/> 注文住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅（築1年以内かつ未入居のもの）				
事業期間	着手日	年 月 日	完了日	年 月 日			
太陽光発電設備	太陽光パネル		合計出力	kW			
	パワーコンディショナー		合計出力	kW			
	採用出力		(A)	kW			
	補助金の額【(A)×70,000円】		(B)	円 ※補助上限は280,000円			
	余剰電力の売電有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		売電先			
		確認事項	<input type="checkbox"/> FIT制度による売電は行いません				
定置用蓄電池	蓄電池情報 (SII登録内容)		メーカー名	パッケージ型番	蓄電容量		
					kWh		
	設置セット数		セット				
	蓄電容量		(C)	kWh			
	補助対象経費 (税抜き)	設備費		(D)	円		
		工事費		(E)	円		
	価格/kWh	{ (D)+(E) } ÷ (C)		(F)	円		
補助金の額【{(D)+(E)}×1/3】		蓄電容量が5kWhを超える場合は 【(F)×1/3×5】		(G)	円		
補助金交付申請額【(B)+(G)】				円			
他の補助金等の利用状況	利用有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		状況			
	補助金名						
	確認事項	<input type="checkbox"/> 国の太陽光発電設備等への補助金の交付は受けません					
手続代行者	事業者名						
	所在地						
	責任者名						
	担当者	氏名	電話番号	メールアドレス			

補助金請求書

金 円

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で額の確定の通知があった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

連絡先

(手続代行者)

※通帳の写しを添付してください

(銀行名、支店名、種別、口座番号、口座名義(カナ)が確認できるもの)

※手続代行者が提出する場合、以下の欄を記入して下さい。

・発行責任者

氏 名

連絡先

・担当者

氏 名

連絡先

補助対象設備毀損（滅失）届出書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で交付決定のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業において取得した補助対象設備について、次のとおり毀損（滅失）しましたので届け出ます。

- 1 毀損（滅失）した設備

- 2 毀損（滅失）の時期
年 月 日

- 3 毀損（滅失）の原因

- 4 今後の方針（修繕、買換など）

（添付書類）

対象設備の写真（現況）

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金補助対象設備処分承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で交付決定のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業において取得した補助対象設備について、次のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

1 処分する設備

2 処分の方法

() 売却 () 譲渡 () 交換 () 貸与 () 担保
() 廃棄 () その他(具体的に)

3 処分の時期(予定)

年 月 日

4 処分の理由

備考

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。